

公的研究費等の適正な運営及び管理に関わる誓約書の取扱いについて

平成27年3月1日

学 長 裁 定

改正 平成28年5月19日一部改正

愛知医科大学における公的研究費等の取り扱いに関する規程（以下「規程」という。）第10条第2項及び第16条第2項の規定に基づき，研究者等が提出する誓約書の様式等を次のとおり定める。

- 1 規程第10条第2項の規定に基づく誓約書の取扱いは，次によるものとする。
 - (1) 誓約書の様式は，様式1（研究者等用）のとおりとする。
 - (2) 誓約書は，毎年提出するものとする。
- 2 規程第16条第2項の規定に基づく誓約書の取扱いは，次によるものとする。
 - (1) 誓約書の様式は，様式2（取引業者用）のとおりとする。
 - (2) 誓約書は，毎年提出するものとする。
 - (3) 規程第16条第2項ただし書に該当する取引業者は，次のとおりとする。
 - ア 国，地方公共団体，国立大学法人，独立行政法人等の公的機関
 - イ 学校法人
 - ウ 国際組織，外国企業等
 - エ 電気・ガス・水道・電話・郵便・宅配事業者等
 - オ 会計監査法人，弁護士・税理士・社会保険労務士・特許事務所等
 - カ その他，本件対象になじまない業種・取引等